特定非営利活動法人

「JOYFUL」定款

第１章　総則

第1条　名称

この法人は特定非営利活動法人 JOYFUL と言う。

第２条　事務所

（1）この法人は、主たる事務所を東京都町田市木曽西１丁目１番１８号佐藤ビル２０２号に置く。

（2）従たる事務所

神奈川県相模原市中央区並木１丁目７番２３号　カネケンビル１F　と

フィリピン共和国セブ市に置く。

第２章　目的及び事業

第３条　目的

この法人は国内外の恵まれない環境にいる子供たちに、より多くの教育を受ける機会を提供し、学びへのモチベーションを高め、将来の選択肢を広める教育・学習支援活動を行う事により子供の健全、育成に寄与することを目的とする。

第４条　特定非営利活動の種類

子どもの健全育成を図る活動。

第５条　事業

この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　特定非営利活動に係わる事業

①　ボランティア、寄付金、物資提供者を募るため、会員間のネットワーク普及、相互協力

②　国際学習支援を約束するＮＧＯに対し、人材提供、物資支援、助言を含む組織力の開拓

③　政府所轄の国内外の多くの組織、地方や個人の多くの機関との協力体制

④　第３条に掲げた目的、活動のために必要なその他の活動

⑤　放課後児童健全育成事業

第３章　会員

第６条　種別

この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という）上の社員とする。

(1)　正 会 員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2)　賛助会員　この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

第７条　入会

(1) 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない

(2) 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人に

その旨を通知しなければならない

第８条　入会金及び会費

会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第９条　会員の資格の喪失

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき

(3) 継続して１年以上会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき

(4) 除名されたとき

第10条　退会

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第11条　除名

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において理事総数の４分３以上の議決により、これを除名することができる。この場合は、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第12条　拠出金品の不返還

既納の入会金、会費は、返還しない。

第４章　役員および職員

第13条　種別及び定数

(1) この法人の役員を置く

①　理　事　３人以上１０人以下

②　監　事　１人以上　２人以下

(2) 理事のうち、１人を理事長、若干名を副理事長とする

第14条　選任等

(1) 理事は、理事会において、監事は、総会において選任する

(2) 理事長及び副理事長は、理事の互選とする

(3) 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれることになってはならない

(4) 監事は、理事又はこの法人の職員をかねることができない

第15条　職務

(1) 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する

(2) 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する

(3) 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する

(4) 監事は、次に掲げる職務を行う

①　理事の業務執行の状況を監査すること

②　この法人の財産の状況を監査すること

③　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又法令若しくは

定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

④ 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること

⑤ 理事の業務執行の状況はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

第16条　任期等

(1) 役員の任期は、２年とする。ただし再任を妨げない

(2) 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする

(3) 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない

第17条　欠員補充

理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない

第18条　解任

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において正会員総数の４分の３以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し,決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

第19条　報酬等

(1) 役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる

(2) 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる

(3) 前２項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める

第20条　職員

(1) この法人に事務局長その他の職員を置くことができる

(2) 職員は、理事長が任命する

第５章　総会

第21条　種別

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

第22条　構成

総会は、正会員をもって構成する。

第23条　機能

総会は、次の事項について議決する。

(1)定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び決算に関する事項

(5) 監事の選任に関する事項

(6) その他この法人の運営に関する重要事項

第24条　開催

(1) 通常総会は、毎年１回開催する
(2) 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する
① 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
② 正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき
③ 第１５条第４項４号の規定により、監事から招集があったとき

第25条 招集
(1) 総会は、前条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する
(2) 理事長は、前条第２項①号及び第②の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない
(3) 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない

第26条 議長
総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

第27条 定足数
総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開催することができない。

第28条 議決
(1) 総会における議決事項は、第２５条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の２分の１以上の同意があった場合は、この限りではない
(2) 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる
(3) 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当概提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

第29条 表決権等
(1) 各正会員の表決権は、平等なるものとする
(2) やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる
(3) 前項の規定により表決した正会員は、第２７条、前条第２項、次条第１項及び第５２条第１項の摘要については、総会に出席したものとみなす
(4) 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない

第30条 議事録
(1) 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない
① 日時及び場所
② 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
③ 審議事項
④ 議事の経過の概要及び議決の結果
⑤ 議事録署名人の選任の冠する事項

(2) 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名又は記名押印しなければならない

(3) 前２項の規定にかかわらず、正会員全員が書面もしくは電磁的記録により同意の意思表示をした

ことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

① 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

② 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

③ 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数

④ 議事録の作成に係わる職務を行った者の氏名

第６章　理事会

第 31 条　構成

理事会は、理事をもって構成する。

第 32 条　機能

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 事務局の組織等に関する事項

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第 33 条　開催

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 理事会の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき

(3) 第１５条第４項第⑤号の規定により、監事から招集請求があったとき

第 34 条　招集

(1) 理事会は理事長が招集する

(2) 理事長は、前号第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に理事会を招集しなければならない

(3) 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも３日前までに通知しなければならない

第 35 条　議長

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

第 36 条　定足数

理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

第 37 条　議決

(1) 理事会における議決事項は、第 34 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の３分の２以上の同意があった場合はこの限りではない

(2) 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる

第38条　表決権等

(1) 各理事の表決権は、平等なるものとする

(2) やむお得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる

(3) 前項の規定により表決して理事は、第36条及び次条第1項の摘要については、理事会に出席したものとみなす

(4) 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その理事の議決に加わることができない

第39条　議事録

1、理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁式方法による表決者にあたってはその旨を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2、議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名捺印しなければならない。

第7章　資産及び会計

第40条　資産の構成

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成される。

(1)　設立当初の財産目録に記載された資産

(2)　入会金および会費

(3)　寄付金品

(4)　財産から生じる収益

(5)　事業に伴う収益

(6)　その他の収益

第41条　資産の区分

この法人の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産の1種とする。

第42条　資産の管理

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第43条　会計の原則

この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

(1)　会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること

(2)　活動計画書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係わる事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること

(3)　採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎事業年度継続し、みだりにこれを変更

しないこと

第 44 条　会計の区分

この法人の会計は、特定非営利活動に係わる事業に関する会計の１種とする。

第 45 条　事業計画及び予算

この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

第 46 条　暫定予算

1、前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2、前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第 47 条　予備の追加及び更生

予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

第 48 条　事業報告及び決算

この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計画書、貸借対照表及び財産目録として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後３ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

第 49 条　事業年度

この法人の事業年度は、毎年８月１日に始まり翌年７月 31 日に終わる。

第 50 条　長期借入金

この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を得なければならない。

第８章　定款変更、解散及び合併

第 51 条　定款の変更

1、この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の議決を得なければならない。

2、定款の変更は、第 25 条第３項に規定する以下の事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(1)　目的
(2)　名称
(3)　特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係わる事業の種類
(4)　主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
(5)　正会員の資格の得喪に関する事項
(6)　役員に関する事項（役員の定数に係わるものを除く）
(7)　会議に関する事項
(8)　その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
(9)　解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係わるものに限る）
(10) 定款の変更に関する事項

3、この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

第52条　解散

1、この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議

(2)　目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能

(3)　正会員の欠亡

(4)　合併

(5)　破産手続開始の決定

(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

2、　前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3、　第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第53条　残余財産の帰属

この法人が解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、第11条第3項に規定する法人のうちから、理事会において選定したものに帰属するものとする。

第54条　合併

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章　　公告の方法

第55条　公告の方法

この法人の解散事由に係わる公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第１０章　雑則

第56条　細則

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

１、　この定款は、この法人の設立の日から施行する。

２、　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	佐藤ディビナリザ　SATO DIVINA LIZA MINGLANA
副理事長	佐藤　康夫
副理事長	一戸　徳雄
副理事長	福島　榮治
理事	新田　真理
理事	宇佐美　正
理事	川口アーリー　KAWAGUCHI ARLY ENRIQUE
理事	石原エステラ　ISHIHARATAJ.G.ESTERA NACIO NALES
監事	吉良　征紀
監事	松坂　里奈　MATUZAKA RITALIANA CAPE

３、　この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成２９年７月３１日までとする。

4、　この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5、　この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成２９年７月３１日までとする。

6、　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

（1）入会金

正会員	個人	０円	団体	０円
賛助会員	個人	０円	団体	０円

（2）年会費

正会員	個人	２,０００円	団体	５,０００円
正会員	個人	５００円（大学生まで）		
賛助会員	個人	１,０００円	団体	３,０００円